

出張ジンサポ! Assist in 岐阜県よろず支援拠点

ジンサポ！ぎふ企業アドバイザーと
よろず支援拠点コーディネーターが、
企業・事業主向けのビジネス相談会を、
次のとおり開催します。個別形式で、
人材の育成や確保、定着についての課
題解決や助成金のアドバイスなど無料
で行います。

日時 11月19日（木）

① 午前10時30分～

② 午後1時30分～

③ 午後3時～

各回60分～90分

※完全予約制

場所 池田町中央公民館2階第2・3
研修室

相談を希望される企業・事業主の方
は、企業名、申込者名、電話番号、メー
ルアドレス、相談方法（開催地で個別
面談、ZoomによるWeb面談）を、
産業課までご連絡ください。

問い合わせ 産業課

☎45・3111（内線253）

社会保険料（国民年金保険 料）控除証明書が発行され ます

～年末調整・確定申告まで

大切に保管を！

納めた全額が社会保険料控除の対象に

なります

国民年金保険料は、所得税および住
民税の申告において、その全額が社会
保険料控除の対象となります。

社会保険料控除とは、自分自身の社
会保険料（国民年金、国民健康保険、
健康保険、厚生年金など）を納付した
ときに受けられる所得控除のことをい
います。

申告できる金額は、年間に納付した
社会保険料の金額（給与から天引きさ
れた金額も該当します）です。

年末調整の申告においては、給与か
ら天引きされた社会保険料（健康保険、
厚生年金など）は、事業所で一括して
計算しますので、ご自身が申告書に記
入する必要はありません。事業所が把
握することができない、ご自身が納付
した社会保険料（国民年金、国民健康
保険など）を申告書に記載してください。

年末調整や確定申告の手続きで国民
年金保険料を社会保険料控除として申
告する場合は、今年1年間（1月1日
から12月31日まで）に納付（納付見込
みを含む）した国民年金保険料を証明
する書類の添付が必要となります。

なお、年末調整・確定申告の所得税
の申告を行わなくても、住民税の申告
を行う場合には、この控除証明書が必
要となる場合があります。

社会保険料（国民年金保険料）控除証
明書が11月上旬に送付されます

1年間に納付した国民年金保険料の

額を証明する「社会保険料（国民年金
保険料）控除証明書」（ハガキ）が、
日本年金機構から毎年11月初旬に送付
されます。

証明内容は令和2年1月1日から令
和2年9月30日までの間に納付された
国民年金保険料額と、年内に納付が見
込まれる場合の納付見込額です。納付
忘れなどがある場合も、年内に納付す
れば、今年分の控除として申告するこ
とができます。

年の途中から国民年金に加入した場
合など、令和2年10月1日から令和2
年12月31日までの間に、今年初めて保
険料を納付する方については、翌年の
2月上旬に同様の証明書が送付される
予定となっていますので、令和2年中
に国民年金の保険料を納付した方全員
にこの証明書が送付されます。

今月の納税

国民健康保険税 第7期

11月30日（月）

★延長窓口サービス★

毎週水曜日は、午後7時まで税務
課窓口業務を延長しています。

町税の納付など、お気軽にご利用
ください。

★口座振替を申し込まれている方へ★

口座振替は、各納期限が振替日
となります。納期限の前日までに預
金残高を確認してください。

支払った保険料のため、今から年末ま
でに支払う保険料も控除の対象になり
ます。

また、過去に滞納や免除期間がある
方も、年末までに保険料を支払えば、
所得控除を受けることが可能です。

控除証明書が届かないときは

令和2年中に国民年金保険料を納付
しているのに控除証明書が届かない方
は、日本年金機構にご確認ください。

お問い合わせ

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>

大垣年金事務所

☎0584・78・5166

※「社会保険料（国民年金保険料）控
除証明書」についてのご照会は、控
除証明書のハガキに表示されている
電話番号に問い合わせください。